

関島社会保険労務士事務所便り

2018 年
2月号

関島社会保険労務士事務所
(墨田葛飾地区中小企業者組合)
社会保険労務士・行政書士
関島 康 郎
〒125 - 0041
東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 1 2
電話：03-3609-7668
HP：<http://www.srseki.info>



シンビジューム

「就労条件総合調査」結果にみる労働時間の実態

◆「就労条件総合調査」とは？

常用労働者が 30 人以上いる民間企業 6,367 企業を抽出し、平成 29 年 1 月 1 日現在で厚生労働省が調査を行い、4,432 企業から得た回答をまとめたものです。以下では、調査結果の中から「労働時間」に関するものをまとめてみます。

◆調査結果のポイント

1 日の所定労働時間は、1 企業平均 7 時間 45 分、労働者 1 人平均 7 時間 43 分でした。

主な週休制の形態をみると、「何らかの週休 2 日制」を採用している企業割合は 87.2%（完全週休 2 日制は 46.9%）で、適用されている労働者割合は 87.5%（完全週休 2 日制は 58.4%）となっており、年間休日総数をみてみると、1 企業平均 108.3 日、労働者 1 人平均は 113.7 日となっています。

1 年間に企業が付与した年次有給休暇日数（繰越日数は除く）は、労働者 1 人平均 18.2 日で、そのうち労働者が取得した日数は 9.0 日と取得率は半分以下であることがわかります。年次有給休暇を時間単位で取得できる制度がある企業の割合は 18.7%にとどまりました。

そして、病気休暇制度がある企業割合は 32.5%で、休暇取得時の賃金の支給状況について、「全額支給」が 33.2%、「一部支給」が 18.8%、「無給」が 47.7%となっています。

変形労働時間制を採用している企業の割合は 57.5%で、種類別にみると、「1 年単位の変形労働時間制」が 33.8%、「1 カ月単位の変形労働時間制」が 20.9%、「フレックスタイム制」が 5.4%となっています。

みなし労働時間制を採用している企業割合は 14.0%で、こちらも種類別にみると、「事業場外みなし労働時間制」が 12.0%、「専門業務型裁量労働制」が 2.5%、「企画業務型裁量労働制」が 1.0%となっています。

最近注目を集めている勤務間インターバル制度については、制度を導入している企業割合は、「導入している」1.4%、「導入を予定または検討している」5.1%、「導入の予定もなく、検討もしていない」92.9%となっており、超過勤務が問題視されているのはかなり限定的と考えられます。

確定申告 医療費控除の簡略化

医療費通知提出で明細書作成が簡単

平成 29 年分の確定申告から医療費控除を受ける場合には、「医療費控除の明細書」を提出することにより、「医療費の領収書」の提出又は提示は不要となりました。

① 医療費通知に関する事項

医療費通知（医療費のお知らせなど）を提出することにより、明細書が簡単に作成できます。

「医療費通知」（医療費のお知らせなど）を添付する場合、「医療費通知」に記載された医療費の合計額を医療費控除の明細書に記載することができます。

記入例

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
176,584 円	153,300 円	円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

※医療費通知とは、医療保険者が発行する全ての事項が記載された書類をいいます。全ての事項の記載がない通知は「医療費通

知」として利用できませんので、医療費の領収書から「医療費控除の明細書」に記入してください。

② 上記①以外の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費について「医療費控除の明細書」に領収書から下表の記入例のように、次の必要事項を記入します。この場合①で記入したものは記入しないこと。

- ① 医療を受けた方の氏名
- ② 病院・薬局など支払先の名称
- ③ 医療費の区分
- ④ 支払った医療費の額
- ⑤ ④のうち生命保険や社会保険などで補填される金額

※1 医療費控除の内容を確認するため、「医療費の領収書」の提示又は提出を求め場合がありますので、確定申告期限から5年間、ご自宅等で保管してください。

※2 経過措置として、平成 31 年分の確定申告までは、医療費控除の明細書の提出に代えて、医療費の領収書の提出又は提示によることもできます。

記入例

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
国税 太郎	○△病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	12,000 円	円
//	JR、○○バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,560	

雇用保険 資格取得もれの遡及手続き

要件を満たせば2年超えて遡って認められる

◆よくある退職の際の資格取得漏れ◆

従業員の退職手続きをする際、当該従業員の雇用保険の取得手続きを行っていなかったことが発覚することがあります。

1 遡りが2年以下の取得手続き

遡り期間が2年以下のときは、資格取得届に次の書類を添付して手続きをします。

- ① 入社日が確認できる賃金台帳・タイムカード・労働者名簿（いずれか1つか複数が求められます。）
- ② 6か月以上さかのぼる場合は、「遅延理由書」

2 遡りが2年を超える取得手続き

遡りが2年を超える場合の2年を超える期間については、次の2つの要件を満たす必要があります。

- ① 在職中または平成22年10月1日以降に離職したこと
- ② 給与から雇用保険料が天引きされていたこと

上記2つの要件を満たす場合は、前記1の書類に加えて、雇用保険料が給与から天引きされていたことが確認できる、給与明細または賃金台帳（さらに「疎明書」又は「聴取書」）を求められることもあります。

遡り期間が2年を超える日より前であったとしても②の証明がない場合は、2年前の日までの遡及しかできません。

3 遡及取得をした時の留意点

ハローワークは、「遡及確認に係る取扱いについて」（H.21.2.6）において、次の事項を行うこととされています。

- ・ 遡及取得の届出については、その記録を残し、不正受給の防止を徹底すること
- ・ 資格取得の内容が疑われる場合には、実地調査も行うこと
- ・ 労働局の労働保険徴収課に申告納付期限がすでに到来している労働保険料について認定決定を行うよう情報提供を行うこと。

遡及取得を行う場合は、労働局から問い合わせが来たり、申告済労働保険料の修正申告を求められたりする場合がありますことに留意する必要があります。

4 その他の遡及手続きの注意点

①資格喪失届・離職票

喪失日を6か月以上さかのぼる場合は、退職年月日が確認できる書類（労働者名簿・退職届・出勤簿等）が必要になります。

②雇用継続給付金

雇用継続給付金には、高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金・育児休業給付金・介護休業給付金があり、平成27年4月1日より2年の時効の期限内であれば、申請期限が過ぎていても支給申請ができることになりました。

●国民年金未納者の強制徴収 対象者を拡大へ

日本年金機構は、国民年金保険料の未納者の財産を差し押さえる強制徴収の対象を拡大する方針を、社会保障審議会（年金事業管理部会）で示した。今年4月から、年間所得300万円以上で未納期間7カ月以上の人とする考えで、対象者は今年度の約36万人から1万人程度増える見込み。（1月29日）

●外国人労働者が過去最多の128万人に

厚生労働省が「外国人雇用状況」を発表し、外国人労働者数（2017年10月末時点）が127万8,670人となり、届出義務化以降で過去最高となったことがわかった。外国人を雇用している事業所も過去最高（約19万4,000カ所）。在留資格別では、外国人技能実習生（約25万7,000人）、留学生の資格外活動（約25万9,000人）がいずれも20%以上増加している。（1月26日）

●公的年金支給額 2018年度は据え置き

厚生労働省は、2018年度の公的年金の支給額を2017年度と同じに据え置くと発表した。物価が上がる一方で賃金下がったため、ルールに基づいて据え置くこととした。支給額が増える時に伸び幅を抑えるマクロ経済スライドも発動されない。（1月26日）

●同一労働同一賃金、中小への適用延期へ

厚生労働省は、今国会に提出予定の働き方改革関連法案で、中小企業に適用する時期を、時間外労働時間の上限規制は2020年度から、「同一労働同一賃金」は2021年度からと、1年延期する方針を固めた。高度プロフェッショナル制度については、従来通り2019年度。法案の審議入りが予算成立後の4月以降となる見通しで、施行までに必要となる労使協定や就業規則、人事・賃金制度の見直し等の準備期間が十分に確保できないため。（1月25日）

●40歳以上の転職では賃金減

内閣府が公表した「日本経済2017—2018」（ミニ白書）によると、2004年から2016年にわたり40歳以上の転職では賃金が常に減少していることがわかった。29歳以下ではほぼ全期間で賃金が増えており、白書では年齢が転職後の賃金上昇率を大きく左右していると指摘している。2016年の転職者数は7年ぶりに300万人を超え、306万人となっている。（1月21日）

●年金受給開始年齢「70歳超」政府案

政府が「高齢社会対策大綱案」を示し、公的年金の受給開始年齢について、受給者の選択により70歳超に先送りできる制度の検討を盛り込んだことがわかった。厚生労働省が制度設計を進めたうえで2020年中の法整備を目指す考え。（1月18日）

●高所得者の国民健康保険料 負担増へ

厚生労働省は、国民健康保険の保険料について、2018年度から、年間の支払上限額を4万円引き上げ、77万円にする（現在は年73万円。平均年収1,070万円以上の人を対象）ことを明らかにした。一方、年収1,000万円を下回る中所得層の保険料は引き下げる。（1月10日）

●従業員1人当たりの賃金 4年連続増

厚生労働省が11月の「毎月勤労統計調査」の結果を発表し、2017年11月の従業員1人当たりの現金給与総額が278,173円（前年同月比0.9%増）となったことがわかった。2017年1月から11月（速報値）までのうち9カ月で前年を上回ることから、4年連続で前年比プラスとなる見通し。（1月9日）

